

# 固定資産税の前納報奨金制度変更について

◆ 問い合わせ ◆ 町民課 電893-1117 吾北総合支所住民福祉課 電867-2300  
本川総合支所住民福祉課 電869-2112

固定資産税について、年税額を全納一括して第1期の納期限内に納付された場合に交付させていた  
だいておりました「前納報奨金」は、いの町税条例の改正により平成28年度から納期が第1期納期限  
日のみとなります。

前納報奨金の率は、  
右のとおりとなります。

	納付日	1期	2期	3期	4期	計
改正前	4/1~4/15		1.5/100	2.5/100	3.5/100	7.5/100
	4/16~4/30		1/100	2/100	3/100	6/100
改正後	4/1~第1期納期限		1.5/100	2.5/100	3.5/100	7.5/100



口座振替による納付を  
している場合は、手続  
きが必要になるの？

## 前納（4月15日又は4月30日振替）で 申請されている方

手続きの必要はありません。

## 前納から期別納付に 納付方法を変更されたい方

3月31日（木）までに各金融機関に口座振替依頼書  
を提出し変更手続きをしてください。期日までに手続  
きをされていない場合は、第1期納期限日に振替させ  
ていただきます。



なお、口座振替による全納の引き落としができなかった場合、

- ▶ 第1期については納付書を送付します。
- ▶ 第2期以降については自動的に期別ごとの口座振替の扱いとなります。
- ▶ 翌年度以降は引き続き全納での口座振替となります。

※固定資産税以外の町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料  
についても同様の扱いとなります。

この制度を利用され早期納税に努めていただいております皆様には、制度変更へのご理解をいた  
だき今後も納期内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

# 飼い犬・飼い猫の 町窓口での引取り廃止について

飼い主からの犬猫の引取りを抑制するため、町窓口における引取りを平成28年3月末で廃止します。

4月から、引取り・相談は保健所及び小動物管理センターのみで受付します。

また、飼っている犬や猫が増えすぎて管理できなくなることをないように不妊・去勢手術をする  
とともに、愛情と責任をもって最後まで適正に飼いましょう。

◆ 問い合わせ ◆ 高知県中央西福祉保健所 電0889-22-2588  
中央小動物管理センター 電831-7939